

答申第949号
令和3年6月28日

公立大学法人神戸市看護大学
理事長 北徹様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕



答申

神戸市個人情報保護条例第7条第2項第5号及び第3項の規定に基づき、令和3年6月28日付け神看経第140号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

慢性疾患重症化予防事業オンラインナーシングに係る個人情報の収集について (条例第7条「収集の制限」に関して)

- 1 在宅療養中の慢性疾患患者を対象に、オンライン疾病管理アプリを活用して、患者が自宅で計測した血圧、脈拍、体重、血糖値などの健康情報を収集して、定期的にオンラインで看護師や医師等が確認し、必要に応じた早期受診勧奨や日常生活上の指導等を行うことは、慢性疾患患者の重症化予防に寄与し、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、保有する必要のなくなった個人情報を確實かつ速やかに廃棄する等、個人情報の適正な維持管理を行わなければならない。

慢性疾患重症化予防事業オンラインナーシングに係る
個人情報の収集について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

別紙
答申 949

◎は条例第7条第3項に該当

【健康に関するオンライン相談事業を実施するうえで、取得する個人情報】

1. 疾患管理（遠隔モニタリング）において取得が必須である情報【必須情報項目】

- ・ID番号
- ◎血圧値
- ◎脈拍値
- ◎症状の有無

2. 相談内容に応じて取得する情報【相談に応じて取得する情報項目】

疾患管理（遠隔モニタリング）において必要に応じて取得する情報

- ◎体重値
- ◎血糖値
- ◎酸素飽和度値
- ・歩数
- ◎体温
- ◎消費カロリー
- ◎水分摂取量
- ◎尿量
- ・飲酒量
- ・食事内容（写真も含む）

3. 紙面上で取得する情報【患者および医療機関から取得する情報項目】

- ・氏名
- ・生年月日
- ・電話番号
- ・住所
- ◎病歴
- ◎検査データ（採血データ、レントゲン、エコーなどの結果）